

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年9月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	18件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	16件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600149 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600025 号

第 1 結論

昭和 47 年*月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 27 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 47 年*月から昭和 49 年 3 月まで

私は、請求期間当時、国民年金に加入していなかったが、妻の勧めがあり、昭和 50 年 1 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って被保険者資格を取得した。保険料については、将来のことを考えて、遡って一括で納付したことを覚えており、妻も、ケジメを付けるつもりで遡って一括で納付したことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は、*月と比較的短期間である上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を除く国民年金の加入期間において、自身の保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、妻の国民年金の加入期間における保険料も納付していたところ、請求者に加入手続をするように勧めたとする妻については、請求者より数日前に国民年金の加入手続が行われており、以後、妻の国民年金の加入期間において保険料の未納はないほか、請求者及びその妻の国民年金の加入期間における保険料の納付状況を見ると、過年度保険料として保険料が納付されている期間も複数見られることから、請求者は、保険料の未納が生じないように努めていたものとみられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 1 月頃に A 市 B 区において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、この頃に行われ、この加入手続の際に、昭和 47 年*月（20 歳到達時）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期及び資格取得に係る事務処

理については、請求者の陳述と一致する上、請求者は、この加入手続時期において、請求期間全ての保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

加えて、請求者に、国民年金の加入手続を勧め、加入手続及び保険料納付の際に同行したとする妻は、請求者の請求期間に係る保険料の納付に関して、自身との結婚（昭和 50 年 3 月）が決まっていたため、ケジメを付けるつもりで遑って一括で納付したこと、及び保険料を納付するに当たり、お金がいくら必要なのかわからなかったため、多めに現金を用意（3、4 万円ぐらい）して区役所に一緒に行き、その場で保険料額を計算してもらったことを記憶している旨陳述している。このように、同行していた妻は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付するに至った経緯について、具体的に記憶している上、請求者及びその妻が保険料に充てるために多めに用意し、持参したとする現金の額は、請求期間の保険料全てを納付するに当たり、必要十分な金額である。

このほか、上述の加入手続当時、A 市は、区役所の窓口で過年度保険料に係る納付書が備え付けてあり、納付を希望する者に対し、過年度保険料に係る納付書を作成していたとしていることを踏まえると、納付意識が高く、保険料の未納が生じないように努めていた請求者が、* 月と比較的短期間である請求期間の保険料を過年度保険料として納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600163号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1600026号

第1 結論

昭和58年2月及び同年3月の請求期間、昭和59年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年2月及び同年3月
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、請求期間①直前の昭和58年1月にA市、請求期間②中に当たる昭和59年3月にB市へ住所地を異動したが、転入の手続のため、それぞれの市役所に行った際に、国民年金の窓口にも行き、国民年金の住所変更手続を行い、A市役所では請求期間①に係る保険料を、B市役所では請求期間②に係る保険料を納付したので、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①は2か月、請求期間②は3か月といずれも短期間である上、請求者の各請求期間の前後の期間における保険料は納付済であり、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間①及び②を除き保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和56年*月頃に、C市において払い出されたものとみられ、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和56年*月(20歳到達時)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、請求期間①及び②において継続して国民年金の被保険者であったため、当該期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、請求者の保管する年金手帳によると、請求者は、請求期間①直前の昭和58年1月のA市、請求期間②中に当たる昭和59年3月のB市への国民年金の住所変更手続を速やかに行っていたものとみられる上、上述の各市役所において保険料を納付した旨の請求者の陳述は、当時の取扱いとも一致していることを踏まえると、納付意識の高かった請求者が、いずれも短期間である請求期間①及び②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600142号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600131号

第1 結論

昭和24年6月1日から昭和27年1月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和24年6月1日、喪失年月日を昭和27年1月1日に訂正することが必要である。

昭和24年6月1日から昭和27年1月1日までの期間の標準報酬月額については、昭和24年6月から昭和25年2月までは5,000円、昭和25年3月から昭和26年6月までは6,000円、昭和26年7月から同年9月までは7,000円、昭和26年10月から同年12月までは8,000円とすることが必要である。

昭和24年6月1日から昭和27年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①昭和22年9月24日から昭和23年3月3日まで
②昭和24年6月1日から昭和27年1月1日まで

訂正請求記録の対象者は、太平洋戦争時に徴兵され、その後復員した。復員後の職歴については、家族も詳細はおろか概要も知らない。

今般、訂正請求記録の対象者と生年月日が同一の人物に係る年金記録が発見された。訂正請求記録の対象者は、この記録が存在する期間に各種年金に加入していたことはない。また、すべての年金記録の中で訂正請求記録の対象者と同姓同名で生年月日が同一の別の人物の存在は確認されていないことから、当該記録を訂正請求記録の対象者の記録として

認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）から、訂正請求記録の対象者と同姓同名及び同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は昭和27年1月1日）が確認できる。

また、A事業所の合併後の事業所である、B事業所から提出された労働者名簿に記載された氏名、生年月日及び本籍は訂正請求記録の対象者の改製原戸籍と一致していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間②においてA事業所に勤務していたことが認められる。

したがって、当該未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、A事業所の事業主は、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者資格を昭和24年6月1日に取得し、昭和27年1月1日に喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

なお、昭和24年6月から昭和26年12月までの標準報酬月額については、被保険者名簿及び旧台帳の記録から、昭和24年6月から昭和25年2月までは5,000円、昭和25年3月から昭和26年6月までは6,000円、昭和26年7月から同年9月までは7,000円、昭和26年10月から同年12月までは8,000円とすることが必要である。

請求期間①について、旧台帳から、訂正請求記録の対象者と同じ氏名及び生年月日で、C社D事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和22年9月24日に取得し、昭和23年3月3日に喪失した基礎年金番号に統合されていない記録が確認できる。

しかしながら、請求期間①にC社D事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者がいない上、訂正請求記録の対象者の親族に照会をしても、請求期間①に係る訂正請求記録の対象者の勤務先等は何も知らない旨の回答及び陳述をしていることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

また、C社は昭和58年7月に清算終了し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600162号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600132号

第1 結論

請求者のA社における平成17年2月25日の標準賞与額を10万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年2月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年2月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

年金事務所からの通知により、A社における請求期間に係る標準賞与額の記録が無いことがわかった。賞与が支給されたことが確認できる給与明細書を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2005年1月給与明細書、預金通帳の写し及びA社の元代表清算人から提出された賃金データから、請求者は、請求期間において同社から10万4,535円の賞与の支払を受け、10万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成17年2月に係る賞与の支給年月日については、上述の預金通帳の写し及び賃金データから平成17年2月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年に解散し、すでに清算終了している上、同社の元代表清算人は、請求者に係る平成17年2月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600157 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600133 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 10 月 21 日から平成 17 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月までは 22 万円から 30 万円とする。

平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 10 月から平成 17 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 10 月 21 日から平成 17 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間と、その前後の期間は系列会社で勤務し、給与の支給額に変更はなかった。しかし、厚生年金保険の標準報酬月額は実際の給与額と比べて低い額となっているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の後継事業所である B 社から提出された請求者に係る平成 16 年分及び平成 17 年分賃金台帳により、請求者は請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額 (22 万円) を超える報酬月額の支払を受け、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額 (36 万円) を下回る標準報酬月額 (30 万円) に合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年10月から平成17年6月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600145号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600134号

第1 結論

請求者のA社における平成14年2月1日から平成14年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成14年2月及び同年3月は15万円から30万円、平成14年4月は15万円から24万円とする。

平成14年2月から同年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成14年2月から同年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年2月1日から同年5月1日まで

私は、平成13年9月1日から平成14年5月1日までA社に勤務し、退職まで給与は変わらなかった。しかし、日本年金機構の標準報酬月額月別状況表では平成14年2月から同年4月までの記録が前の月の半額となっている。銀行の振込記録によると、請求期間の給与振込額は前の月とほぼ同額であり、社会保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された銀行のお取引明細表及び複数の同僚から提出された給与明細書から判断して、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額(15万円)を超える標準報酬月額(平成14年2月及び同年3月は30万円、平成14年4月は24万円)に相当する報酬月額の支払を受け、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の銀行のお取引明細表及び同僚の給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成14年2月及び同年3月は30万円、平成14年4月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付した旨回答しているが、A社は平成23年6月21日に適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600174号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600135号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表、A社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、23万3,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給年月日については、上述の賞与支給控除一覧表から平成22年7月9日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600101号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600136号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月27日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成17年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月27日

私は、A社から請求期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録がない。年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書により、請求者は請求期間において、A社から100万円の賞与の支払を受け、100万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600221 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600137 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 1 日の標準賞与額に係る記録を 20 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 1 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 1 日

A 社から育児休業期間中である平成 23 年 12 月 1 日に賞与が支払われていたが、会社が届出を忘れていたため、年金額に反映されていない。年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の 2011 年 12 月 1 日の賞与明細書から、請求者は請求期間について 20 万 1,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 23 年 * 月 * 日から平成 24 年 * 月 * 日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、年金事務所に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書において確認できる賞与額から、20 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600113 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600138 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における昭和 47 年 6 月 1 日から昭和 47 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、昭和 47 年 6 月は 5 万 2,000 円から 7 万 2,000 円、昭和 47 年 7 月及び同年 8 月は 5 万 2,000 円から 6 万 8,000 円、昭和 47 年 9 月は 5 万 2,000 円から 6 万 4,000 円とする。

昭和 47 年 6 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 47 年 6 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者の B 社 C 事業部における昭和 63 年 3 月 1 日から昭和 63 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、昭和 63 年 3 月から同年 9 月までは 20 万円から 22 万円とする。

昭和 63 年 3 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 63 年 3 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①昭和 47 年 6 月 1 日から同年 11 月 23 日まで
②昭和 63 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

請求期間①について、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。また、B社C事業部に勤務した期間のうち、請求期間②について標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。請求期間①及び請求期間②について、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、昭和47年6月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給料明細により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（5万2,000円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（昭和47年6月は7万2,000円、昭和47年7月及び同年8月は6万8,000円、昭和47年9月は6万4,000円）と同額又はこれを上回る標準報酬月額（昭和47年6月は7万2,000円、昭和47年7月から同年9月までは6万8,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料明細において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から昭和47年6月は7万2,000円、昭和47年7月及び同年8月は6万8,000円、昭和47年9月は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、昭和47年6月から同年9月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち昭和47年10月1日から同年11月23日までの期間については、上述の給料明細により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（7万2,000円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、請求者から提出されたB社C事業部の給与明細書により、

請求者は、請求期間②においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を超える報酬月額の支払を受け、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社C事業部の後継事業所であるB社D事業部の事業主は、昭和63年3月から同年9月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600135 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600140 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 8 月 10 日及び平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額を 80 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 10 日及び平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 10 日及び平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 23 年 8 月 10 日
②平成 23 年 12 月 26 日

私は、A 社から請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主から提出された平成 23 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同僚から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間において、A 社からいずれも 80 万円の賞与の支払を受け、80 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 4 月 22 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保

険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600134 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600141 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 26 日

私は、A 社から請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主から提出された平成 23 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同僚から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間において、A 社から 30 万円の賞与の支払を受け、30 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 4 月 22 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600132 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600142 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 8 月 10 日及び平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 10 日及び平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 10 日及び平成 23 年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 23 年 8 月 10 日
②平成 23 年 12 月 26 日

私は、A 社から請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間において、A 社からいずれも 30 万円の賞与の支払を受け、30 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 4 月 22 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保

険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600133号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600143号

第1 結論

請求者のA社における平成20年8月28日の標準賞与額を113万1,000円、平成20年12月25日の標準賞与額を111万円、平成21年8月10日及び平成21年12月25日の標準賞与額を120万円、平成22年8月10日の標準賞与額を131万1,000円、平成22年12月27日の標準賞与額を108万7,000円、平成23年8月10日の標準賞与額を125万円、平成23年12月26日の標準賞与額を130万円に訂正することが必要である。

平成20年8月28日、平成20年12月25日、平成21年8月10日、平成21年12月25日、平成22年8月10日、平成22年12月27日、平成23年8月10日及び平成23年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月28日、平成20年12月25日、平成21年8月10日、平成21年12月25日、平成22年8月10日、平成22年12月27日、平成23年8月10日及び平成23年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成20年8月28日
②平成20年12月25日
③平成21年8月10日
④平成21年12月25日
⑤平成22年8月10日
⑥平成22年12月27日
⑦平成23年8月10日
⑧平成23年12月26日

私は、A社から請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)

になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③、④、⑤、⑦及び⑧について、請求者から提出された賞与明細書並びにA社から提出された請求者の請求期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間③及び④は120万円、請求期間⑤は131万1,000円、請求期間⑦は125万円、請求期間⑧は130万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間①、②及び⑥について、上述の賞与明細書並びに源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①及び②は120万円、請求期間⑥は108万7,000円の賞与の支払を受け、請求期間①は113万1,000円、請求期間②は111万円、請求期間⑥は108万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書及び源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は113万1,000円、請求期間②は111万円、請求期間⑥は108万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年4月22日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600169号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600144号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成12年11月2日から平成21年9月1日までの期間及び平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成12年11月及び同年12月は9万8,000円から18万円、平成13年1月は9万8,000円から13万4,000円、平成13年2月は9万8,000円から18万円、平成13年3月から同年9月までは9万8,000円から19万円、平成13年10月は9万8,000円から18万円、平成13年11月から平成14年9月までは9万8,000円から20万円、平成14年10月から平成15年8月までは15万円から20万円、平成15年9月から平成16年8月までは13万4,000円から22万円、平成16年9月から平成18年8月までは13万4,000円から24万円、平成18年9月から同年12月までは17万円から22万円、平成19年1月から同年8月までは17万円から26万円、平成19年9月から平成20年8月までは18万円から28万円、平成20年9月から平成21年8月までは18万円から30万円、平成22年7月から平成23年4月までは20万円から30万円、平成23年5月から平成24年8月までは15万円から30万円とする。

平成12年11月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年11月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成15年7月31日の標準賞与額を10万円、平成16年12月31日の標準賞与額を13万4,000円、平成17年12月31日の標準賞与額を27万4,000円、平成18年7月31日の標準賞与額を17万6,000円、平成18年12月31日の標準賞与額を16万5,000円、平成19年7月31日の標準賞与額を15万円、平成19年12月31日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、平成16年12月31日、平成17年12月31日、平成18年7月31日、平成18年12月31日、平成19年7月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月31日、平成16年12月31日、平成17年

12月31日、平成18年7月31日、平成18年12月31日、平成19年7月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成12年8月23日から同年11月2日まで
②平成12年11月2日から平成26年2月1日まで
③平成15年7月
④平成16年12月
⑤平成17年12月
⑥平成18年7月
⑦平成18年12月
⑧平成19年7月
⑨平成19年12月
⑩平成20年8月
⑪平成20年12月

A社に平成12年8月23日に入社し、社会保険に加入したはずなので、請求期間①について、被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。請求期間②について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて、低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③から請求期間⑪までについて、A社から賞与を支払われたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②のうち、平成12年11月2日から平成21年9月1日までの期間及び平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成12年11月から平成14年9月までは9万8,000円、平成14年10月から平成15年8月までは15万円、平成15年9月から平成18年8月までは13万4,000円、平成18年9月から平成19年8月までは17万円、平成19年9月から平成21年8月までは18万円、平成22年7

月から平成23年4月までは20万円、平成23年5月から平成24年8月までは15万円と記録されているが、請求者から提出された給料支払明細書及び給与明細一覧により、標準報酬月額決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで）の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成12年11月から平成13年9月までは19万円、平成13年10月から平成15年8月までは20万円、平成15年9月から平成16年8月までは22万円、平成16年9月から平成18年8月までは24万円、平成18年9月から平成19年8月までは26万円、平成19年9月から平成20年8月までは28万円、平成20年9月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間は30万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成12年11月及び同年12月は18万円、平成13年1月は13万4,000円、平成13年2月は18万円、平成13年3月は20万円、平成13年4月及び同年5月は22万円、平成13年6月から同年9月までは24万円、平成13年10月は18万円、平成13年11月から平成14年12月までは20万円、平成15年1月から同年3月までは22万円、平成15年4月から平成17年8月までは28万円、平成17年9月から同年12月までは26万円、平成18年1月から同年8月までは24万円、平成18年9月から同年12月までは22万円、平成19年1月から同年12月までは28万円、平成20年1月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間は30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書及び給与明細一覧において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成12年11月及び同年12月は18万円、平成13年1月は13万4,000円、平成13年2月は18万円、平成13年3月から同年9月までは19万円、平成13年10月は18万円、平成13年11月から平成15年8月までは20万円、平成15年9月から平成16年8月までは22万円、平成16年9月から平成18年8月までは24万円、平成18年9月から同年12月までは22万円、平成19年1月から同年8月までは26万円、平成19年9月から平成20年8月までは28万円、平成20年9月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないものの、平成12年11月から平成21年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間について、上述の給料支払明細書及び給与明細一覧において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1

月以降は、年金事務所)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、請求者の給料支払明細書及び給与明細一覧において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成21年9月1日から平成22年7月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成26年2月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成21年9月から平成22年6月までは30万円、平成24年9月から平成26年1月までは15万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細一覧により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間③から請求期間⑨までについて、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者はA社から、請求期間③は10万円、請求期間④は20万円、請求期間⑤は30万円、請求期間⑥は20万円、請求期間⑦は28万円、請求期間⑧は15万円、請求期間⑨は20万円の賞与の支払を受け、請求期間③は12万8,000円、請求期間④は13万4,000円、請求期間⑤は27万4,000円、請求期間⑥は17万6,000円、請求期間⑦は16万5,000円、請求期間⑧は15万円、請求期間⑨は20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から請求期間⑨に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間③は10万円、請求期間④は13万4,000円、請求期間⑤は27万4,000円、請求期間⑥は17万6,000円、請求期間⑦は16万5,000円、請求期間⑧は15万円、請求期間⑨は20万円とすることが必要である。

なお、請求期間③及び請求期間⑥に係る賞与の支給日については、金融機関から提出された取引履歴調査結果(流動性預金)により請求期間③は平成15年7月31日、請求期間⑥は平成18年7月31日とすることが妥当である。

また、請求期間④、請求期間⑤、請求期間⑦、請求期間⑧及び請求期間⑨に係る賞与の支給日については、上述の給料支払明細書に記載はない上、当時の事務担当者は資料を保管していないため不明である旨を陳述しており、ほかに確認できる資料等もないことから支給年月の末日(請求期間④は平成16年12月31日、請求期間⑤は平成17年12月31日、請求期間⑦は平成18年12月31日、請求期

間⑧は平成 19 年 7 月 31 日、請求期間⑨は平成 19 年 12 月 31 日) とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成 15 年 7 月、平成 16 年 12 月、平成 17 年 12 月、平成 18 年 7 月、平成 18 年 12 月、平成 19 年 7 月及び平成 19 年 12 月の請求者の賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、雇用保険の記録から、請求者はA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主から、請求期間①の社会保険の取扱いについて回答は得られず、請求者から提出された給料支払明細書によれば、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

請求期間⑩及び請求期間⑪について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、賞与から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①、請求期間⑩及び請求期間⑪における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①、請求期間⑩及び請求期間⑪に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600124 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600146 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 21 年 1 月 31 日の標準賞与額を 6 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 1 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 1 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 1 月

請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。年金記録を訂正して、当該賞与を年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、B 社から提出された請求者に係る平成 21 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び複数の同僚の 2009 年 1 月分賞与明細書により、請求者は、A 社から 7 万円の賞与の支払を受け、6 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (5,001 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、上述の平成 21 年分給与所得退職所得

に対する所得税源泉徴収簿及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、6万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、B社の回答及び上述の平成21年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿より、平成21年1月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600179号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600147号

第1 結論

請求者のA社(平成19年3月1日よりB社)における標準賞与額について、平成16年12月20日は18万4,000円、平成17年12月20日は17万7,000円、平成19年7月20日は13万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月20日、平成17年12月20日及び平成19年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月20日、平成17年12月20日及び平成19年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成19年7月

請求期間①、②及び③について、B社から賞与が支払われていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間の賞与について、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社から提出された当該期間に係る賞与明細書により、請求者は、同社から19万円の賞与が支給され、標準賞与額18万4,000円に見合う厚生年金保険料(1万117円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②について、B社から提出された当該期間に係る所得税源泉徴収簿、複数の同僚から提出された賞与明細書及び請求者が所持する預金取引明細表から判断すると、請求者は、同社から当該期間に19万円の賞与が支給され、

標準賞与額 17 万 7,000 円に見合う厚生年金保険料 (9,167 円) を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書、所得税源泉徴収簿及び複数の同僚から提出された賞与明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 18 万 4,000 円、請求期間②は 17 万 7,000 円とすることが妥当である。

請求期間③について、請求者が所持する預金取引明細表により、請求者は、B 社から当該期間に賞与が支給されていたことが確認できるところ、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断して、請求者は、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間③に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、13 万 5,000 円とすることが必要である。

さらに、請求期間③に係る賞与の支給日について、上述の預金取引明細表に記載されている振込日から、平成 19 年 7 月 20 日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 12 月 20 日、平成 17 年 12 月 20 日及び平成 19 年 7 月 20 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 16 年 12 月 20 日、平成 17 年 12 月 20 日及び平成 19 年 7 月 20 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600136号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600148号

第1 結論

請求者のA社(平成19年3月1日よりB社)における標準賞与額について、平成17年12月20日は18万6,000円、平成19年7月20日は24万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月20日及び平成19年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月20日及び平成19年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月
② 平成19年7月

請求期間①及び②について、B社から賞与が支払われていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間の賞与について、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B社から提出された当該期間に係る所得税源泉徴収簿及び複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、同社から請求期間①に20万円、請求期間②に27万5,000円の賞与が支給され、請求期間①は標準賞与額18万6,000円、請求期間②は標準賞与額24万8,000円に見合う厚生年金保険料(請求期間①は9,650円、請求期間②は1万3,268円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の所得税源泉徴収簿及び複数の同僚から提出された賞与明細書により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は18万6,000円、請求期間②は24万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②に係る賞与の支給日について、上述の所得税源泉徴収簿に記載されている支給日から、請求期間①は平成17年12月20日、請求期間②は平成19年7月20日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月20日及び平成19年7月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年12月20日及び平成19年7月20日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600119 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600024 号

第 1 結論

昭和 50 年*月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 30 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 50 年*月から昭和 54 年 3 月まで

私は、請求期間において大学生であったため、A 市に住んでいた。国民年金の加入手続については、実家がある B 市で父親が行い、保険料を納付してくれたと思う。父親は当時の記憶がはっきりしていないようであるが、亡くなった母親は「学生期間の保険料納付は実施してあるので安心していなさい。」と言っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、父親が請求期間の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、その父親は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、父親の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、当時のことを覚えていない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、父親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、請求者の実家の所在地であるB市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金の被保険者資格は、オンライン記録と同様、上述の基礎年金番号を用いて平成14年11月21日に新規で取得したとされているほか、紙台帳検索システムによると、請求者が請求期間当時に居住していたとするA市において、請求期間に係る国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡も見当たらない。

加えて、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600167 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600027 号

第 1 結論

昭和 45 年*月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 25 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 45 年*月から昭和 49 年 3 月まで

私は、請求期間当時、大学生であったため、国民年金の加入手続については、20 歳になった昭和 45 年頃に母親が行ってくれ、保険料も納付してくれていた。母親は亡くなっているが、帰省するごとに母親が国民年金手帳を見せてくれたことや、保険料を納付してくれた話を何度も聞いていた記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から厚生年金保険被保険者の資格を取得した前月の昭和 58 年 10 月までの国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳交付簿、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 11 月 18 日に A 市へ一括で払い出された番号のうちの一つであり、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 49 年 12 月頃に行われ、その際に、昭和 45 年*月（20 歳到達時）まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期においては、当時、第 2 回特例納付制度（昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで）が実施されていたため、母親は、当該加入手続後において、請求期間全ての保険料を過年度保険料及び特例納付保険料として納付する方法を併用して納付することが可能であった。

さらに、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間後に当たる昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、昭和 50 年 9 月に過年度保険料として納付されており、母親は、請求者が大学を卒業したとしている時期後の期

間の保険料に関して未納の解消に努めていた状況がうかがえる。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっており、請求者の国民年金加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者に係る国民年金加入手続時期に関して、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和49年12月頃に行われた加入手続の際に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者が主張する時期（昭和45年頃）ではなく、昭和49年12月頃に初めて行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、母親が請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述のとおり、母親は、当該加入手続後において、請求期間全ての保険料を過年度保険料及び特例納付保険料として納付する方法を併用して納付することが可能であったものの、i) 国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらないこと、ii) 請求者は、上述のとおり、保険料納付に直接関与しておらず、母親が請求期間の保険料を遡って納付したことについては分からない旨陳述していること、iii) 請求者は、加入手続時期において*歳であり、60歳到達の前月まで未納なく保険料を納付すれば、老齢基礎年金等の受給資格期間（原則として300か月以上の保険料納付済期間等が必要）を確保できる十分な期間を有しており、請求期間に係る保険料をあえて特例納付保険料として納付する必要性は乏しかったものと考えられることを踏まえると、母親が、請求期間の保険料を特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用して納付していたと推認する事情までは見いだすことができない。

加えて、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600175 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1600028 号

第 1 結論

平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月までの請求期間、平成 13 年 5 月、同年 6 月の請求期間、及び平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月まで

② 平成 13 年 5 月及び同年 6 月

③ 平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月まで

私の国民年金加入手続は、父親が行ってくれた。国民年金保険料の納付は、大学・大学院在籍時（平成 3 年から平成 11 年まで）は父親に任せていたが、就職した平成 12 年度以降は、厳しい家計の中、国民健康保険料と併せて、私自身が納付書が送付されたら順次期限内に納付した。

納付場所は、平成 12 年度については失念したが、平成 13 年度及び 14 年度については、A 銀行 B 支店（当時）で納付したことを記憶している。

引っ越しが多く、当時の領収書等はないが、①私の年金記録は、納付期限内に納付していたのに、遡って納付したことになっている期間もあること、②平成 14 年 5 月以降は口座振替によりきちんと納付していること、③外国籍のため、誤った氏名で記録されていることも考えられることを踏まえて、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで国民年金被保険者に付番された番号）は C 市で払い出されている。オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況及び保険料納付状況から、請求者の国民年金加入手続は平成 7 年 11 月頃に行われたものと推認され、この加入手続の際、平成 3 年 4 月から学生が強制加入になったことを踏まえ、請求者が 20 歳に到達した平成 3 年 * 月 * 日に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。

請求者は、請求期間①の保険料をD県E市で、請求期間②及び③の保険料をF市で納付したと陳述しているところ、外国人登録原票によると、請求者は平成12年9月にC市からD県E市に、平成13年2月に同市からF市に転居しており、国民年金に係る住所変更手続を適切に行えば、請求者は、請求期間の保険料をE市及びF市で納付することが可能であった。

また、請求者は、年金記録の調査に当たっては、平成14年5月以降は口座振替によりきちんと納付していることを踏まえてほしいと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は平成14年5月から口座振替により保険料を納付していたことが確認でき、以後、平成15年4月に公的年金に加入するまで保険料の未納はなく請求者の陳述と一致する。

しかしながら、請求期間①の保険料について、請求者はその納付場所を失念したとしているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る住所変更手続は、平成14年4月にC市からF市に変更されており、請求者がE市において国民年金に係る住所変更手続を行った形跡は見当たらない。このため、請求者は同市において国民年金の加入手続を行わなかったものと推察され、請求者が請求期間①の保険料を納付したと推認することはできない。

また、請求期間②及び③の保険料について請求者は、納付書はF市から3か月ごとに送付され、納付は1か月分ずつA銀行B支店（現在は、G銀行H支店）で納付したと思うとしているところ、i) 請求者がF市で国民年金に係る住所変更手続を行った平成14年4月は、請求期間②及び③が属する平成13年度の保険料を現年度保険料として納付できる最終月であり、請求期間②及び③に係る納付書が3か月ごとに送付されたとは考え難いこと、ii) オンライン記録によると、平成15年7月に請求者に対し納付書が発行されたことが記録されており、当該納付書はこの時点で2年の時効が成立していない請求期間②及び③を含む平成13年6月から平成14年4月までの保険料に係るものと推察され、当時、請求期間②及び③の保険料は未納であったと推察されること（その後、平成13年7月から同年9月までの保険料は、平成15年8月に請求者が公的年金加入中に納付した平成15年4月から同年6月までの保険料を充当）、iii) G銀行H支店は、保存期間経過により請求期間②及び③当時の資料はないとしていること、iv) F市の請求者に係る被保険者名簿においても、請求者が請求期間②及び③の保険料を納付した形跡は見当たらないことから、請求者が請求期間②及び③の保険料を納付した事情を見いだすことができない。

さらに、請求者は、外国籍のため請求期間の年金記録が誤った氏名で管理されているのではないかとの疑念を抱いている。しかし、請求者は請求者自身が国民年金加入手続をしたことはないとしているところ、請求者が想定する誤った氏名で検索しても、請求者に対し平成3年にC市で払い出された国民年金手帳記号番号の他に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者の基礎年金番号（平成9年1月から公的年金被保険者に付番する制度共通の番号）は、平成3年にC市で払い出された国民年金手帳記号番号が付番されており、

請求期間①、②及び③は、いずれも当該基礎年金番号で管理されている期間であることから、請求者に別の年金記録が存在するとは考え難い。

このほか、請求者は平成12年度以降は自身が納付期限内に保険料を納付したのに、年金記録では平成12年3月及び平成13年4月の保険料が遡って納付したことになっており、自身の年金記録の内容に不審を抱いている。しかし、i) オンライン記録によると、平成12年3月の保険料は平成12年11月に過年度保険料として納付されているところ、上述のとおり請求者はE市において国民年金の加入手続を行わなかったものと推察されることから、父親がC市で納付したものと考えられること、ii) オンライン記録によると、平成13年4月の保険料は平成14年4月に現年度保険料として納付されているところ、請求者は平成14年4月にF市において国民年金に係る住所変更手続を行っており、この時点で現年度保険料として納付可能であった当該月分の保険料を同市で納付したものと推察することが可能であり、請求者の年金記録に不合理な点は認められない。

加えて、請求期間については、上述のとおり基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を納付したことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600103 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600128 号

第 1 結論

昭和 32 年 6 月 17 日から昭和 34 年 8 月 1 日までの期間について、請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 34 年 8 月 1 日から昭和 36 年 1 月 31 日までの期間について、請求者の C 社 D 工場 (現在は、E 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 17 日から昭和 34 年 8 月 1 日まで

② 昭和 34 年 8 月 1 日から昭和 36 年 1 月 31 日まで

中学校を卒業後、すぐに A 社 B 工場 (昭和 34 年 8 月 1 日からは C 社 D 工場) に入社し、昭和 37 年 2 月に退職するまで継続して勤務した。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社 B 工場の本社であった A 社は、同社 B 工場は合弁により C 社 D 工場となり事業移管されたため請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務、雇用形態、厚生年金保険の届出及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、A 社 B 工場の同僚に照会したところ、請求者を記憶する者はいるものの、請求者の請求期間①の勤務についての回答等は得られない。

さらに、請求者の A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によれば、同社 B 工場の資格喪失年月日は昭和 32 年 6 月 17 日となっている。

請求期間②について、請求者の C 社 D 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求者の同社 D 工場における資格取得年月日は昭和 36 年 1 月 31 日であるところ、同社の後継会社である E 社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失記録一覧表に記載されている請求者の C 社 D 工場における資格取得年月日と一致している。

また、E社は、上述の厚生年金保険被保険者資格喪失記録一覧表のほかに請求者に係る資料の保管はなく、請求者の勤務、雇用形態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、C社D工場の同僚に照会したところ、請求者を記憶する者はいるものの請求者の請求期間②の勤務についての回答等は得られない。

加えて、A社B工場及びC社D工場が加入していたF健康保険組合は、請求者に係る資料の保管はない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600168 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600139 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 12 月 12 日から平成 26 年 1 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、平成 25 年 12 月 12 日から平成 26 年 1 月 1 日までの請求期間について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。請求期間を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 25 年 12 月分、平成 26 年 1 月分の社員出勤簿及び当該月分の出勤カード並びに雇用保険の記録から、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の責任者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届 (訂正届) を、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出したことから、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨陳述しているところ、同社から提出された請求者に係る平成 26 年分賃金台帳及び請求者から提出された 2013 年 12 月分給与支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、B 市から提出された請求者に係る平成 27 年度 (平成 26 年分) 所得照会回答書における社会保険料控除額は、上述の賃金台帳において確認できる社会保険料の合計額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600166 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600145 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 1 月 5 日
請求期間について、A 社から賞与が支払われたが、賞与の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社は、請求者に賞与の支払をしていない旨陳述しているところ、同社から提出された請求者に係る賃金台帳及び平成 19 年分の給与所得の源泉徴収票によると、当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、金融機関から提出された預金元帳によると、請求期間において、A 社から請求者に賞与が振り込まれた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600148号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1600001号

第1 結論

昭和40年3月18日から昭和47年5月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年3月18日から昭和47年5月21日まで
年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだった。
しかしながら、脱退手当金の支給日とされる年月日は私が長男を出産した月であり、もらった覚えはないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金の請求書類として日本年金機構A年金事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金裁定請求書(以下、裁定請求書という。)には、請求者の婚姻後の姓及び請求者が当時住んでいた住所が記載されている上、厚生年金保険脱退手当金裁定同等の関係書類には、脱退手当金の送金又は振込金融機関名を当該住所地近くの金融機関とし、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われており、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられることから、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えるのが自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の請求者の氏名は、上述の裁定請求書が社会保険事務所(当時)で受付された日から2日後の昭和50年5月26日に旧姓から新姓に氏名変更されており、請求期間の脱退手当金が同年*月*日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。